

米軍 F 15 戦闘機の墜落事故に関する意見書

去る 1 月 17 日午前 10 時頃、嘉手納基地所属の F 15 戦闘機が訓練中に沖縄本島東方近海に墜落する事故が発生した。

訓練空域とはいえ事故現場海域は、市民・県民の食卓を潤す好漁場となっており、一步間違えば、操業中の漁業者はもとより一般船舶を直撃して大惨事を引き起こしかねず、市民・県民に大きな不安と衝撃を与えている。

同型機は、平成 14 年 8 月に沖縄本島南方約 100 キロメートルの海上に墜落する事故をも引き起こし、その他にも火災事故や尾翼破損による緊急着陸などを頻発しているにもかかわらず、今回の墜落事故のわずか 2 日後に、米軍が同型機の訓練を強行したことは、市民・県民感情を全く無視したもので、極めて遺憾であり断じて容認できるものではない。

相次ぐ米軍機による事故の発生は、県民の不安を高めるばかりか、米軍側の管理体制は危機感が薄いと言わざるを得ず、安全よりも訓練のほうが優先されている現状では、民間地域で今回のような事故が今後起きないとも限らない。

よって当市議会は、市民・県民の生命財産を守る立場から、今回の米軍 F 15 戦闘機の墜落事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに措置されるよう強く要請する。

記

- 1 事故原因を早期に徹底究明し、その結果公表がなされるまで同型機の飛行を一切中止すること。
- 2 徹底した防止策を講じること。
- 3 事故現場周辺海域の油汚染防止策を早急に講じること。
- 4 すべての米軍機の安全管理及び兵員の綱紀粛正を徹底すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 18 年（2006 年）1 月 22 日

那 覇 市 議 会

あて先 衆議院議長、参議院議長、
内閣総理大臣、外務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、
防衛庁長官、防衛施設庁長官、外務省沖縄担当大使、
那覇防衛施設局長